

## 令和2年度全国職業訓練実施計画の策定に当たつての方針（案）

平成31年度全国職業訓練計画		令和2年度計画に向けた議論のためのたたき台
<b>1 公共職業訓練（離職者訓練）</b>		
① 対象者 数・就職 率目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設内訓練：23,500人（うち日本版デュアルシステム2,250人）</li> <li>委託訓練：137,186人（うち長期高度人材育成コース27,000人、日本版デュアルシステム11,000人）</li> <li>就職率目標：施設内訓練80%、委託訓練75%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設内訓練：<u>23,000人</u>（うち日本版デュアルシステム<u>2,000人</u>）</li> <li>委託訓練：<u>135,164人</u>（うち長期高度人材育成コース27,000人、日本版デュアルシステム<u>8,500人</u>）</li> <li>就職率目標：施設内訓練80%、委託訓練75%</li> </ul>
② 訓練内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>離職者訓練については、地域における離職者等の多様な就業ニーズ及び企業の人材ニーズに応じた支援を実施。</li> <li>施設内訓練として実施する職業訓練については、民間教育訓練機関では実施できない「ものづくり分野」において実施。</li> <li>雇用のセーフティーネットとして、母子家庭の母等のひとり親、刑務所出所者、定住外国人等特別な配慮や支援を必要とする求職者に対して、それぞれの特性に応じた職業訓練を実施。</li> <li>出産・育児を理由とする離職者については、育児と職業訓練の両立を支援するため、短時間の訓練コース及び託児サービス付き訓練コースの設定を推進。</li> <li>多様な民間教育訓練機関を活用し、育児中の女性等のリ</li> </ul>	同左

	<p>カレント教育に資する職業訓練を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>これまで能力開発機会に恵まれなかつた非正規雇用労働者を対象として、国家資格の取得等を目指す長期の訓練コースを新設・拡充し、正社員就職に導くことができる充実した訓練を実施。</li> <li>IT系以外の職業への就職を希望する者を対象とした、これから社会人が標準的に装備しておくべきIT理解・活用力を習得する訓練コースを実施。</li> </ul>	
<p>③効果的な訓練実施のための取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業界及び地域の人材ニーズを把握し、訓練科を見直す。</li> <li>訓練科の定員の充足状況や修了者の就職実績が低調なものについては、原因の把握及び分析を行った上で、訓練内容等の見直しを図る。</li> <li>公共職業安定所との連携強化の下、綿密なキャリア・コンサルティング、求人情報の提供等の計画的な就職支援を実施。</li> <li>訓練修了時点で就職が決まらない可能性のある受講生に対しては、訓練修了前から公共職業安定所に誘導するなど就職支援の徹底を図る。</li> <li>委託訓練については、就職実績に応じ委託費を支給するほか、都道府県労働局、地方公共団体、労使団体等関係機関の協働により、産業界や地域の人材ニーズに即した訓練カリキュラムの開発・検証等を推進することにより、就職率の向上を図る。</li> </ul>	<p>同左</p>

2 公共職業訓練（在職者訓練）		
① 対象者数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在職者訓練：66,000 人</li> <li>・生産性向上訓練：23,500 人</li> <li>・IT 理解・活用力習得訓練：13,000 人</li> </ul>	同左 <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産性向上訓練：<u>25,300 人</u></li> </ul> 同左
② 訓練内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業構造の変化、技術進歩等による業務の変化に対応する高度な技能及びこれに関する知識を習得させるに真に高度な訓練であって、都道府県等又は民間教育訓練機関において実施することが困難なものを実施。</li> <li>・全国の能開法第 15 条の 7 第 1 項第 4 号に基づく職業能力開発促進センター等に設置した「生産性向上人材育成支援センター」による在職者訓練のコーディネート等や生活向上のための支援、IT 理解・活用力を習得するための事業主支援を行い、民間人材等を活用した在職者訓練を拡充することにより、中小企業等の労働生産性向上に向けた人材育成を支援。</li> </ul>	同左
③ 効果的な訓練実施のための取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の中小企業事業主等の人材ニーズ等を把握した上で、ニーズに即した訓練科、実施方法により、訓練を実施。</li> </ul>	同左 <ul style="list-style-type: none"> <li>・さらに、65 歳超の高齢者の雇用継続支援のための在職者向け職業訓練コースを開発、実施。</li> </ul>
3 公共職業訓練（学卒者訓練）		
① 対象者数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5,800 人（うち専門課程 4,000 人（うち日本版デュアルシステム 300 人）、応用課程 1,700 人、普通課程 100 人）</li> </ul>	同左

② 訓練内容	・ものづくり現場の戦力となる高度な実践技能者を育成するための訓練を実施。	同左
③ 効果的な訓練実施のための取組	・産業界及び地域の人材ニーズを把握し、訓練科を見直す。 ・訓練科の定員の充足状況や修了者の就職実績が低調なものについては、原因の把握及び分析を行った上で、訓練内容等の見直しを図る。	同左

#### 4 公共職業訓練（障害者訓練）

① 対象者数	・6,780人（うち委託訓練3,800人） ・就職率目標：施設内訓練70%、委託訓練55%	・ <u>6,830人</u> （うち委託訓練 <u>3,850人</u> ） 同左
② 訓練内容	・精神障害者を始めとする職業訓練上特別な支援を要する障害者を障害者職業能力開発校において重点的に受け入れる。 ・民間企業等に対して委託する障害者委託訓練の設定については、就職に結びつきやすい実践能力習得訓練コースに重点を置き、精神障害者向けの訓練コース設定を促進しつつ、委託元である都道府県が関係機関と連携を図り、対象となる障害者の確保、法定雇用率が未達成である企業や障害者の雇用の経験の乏しい企業を含めた委託先の新規開拓に取り組む。 ・一般の職業能力開発校において、精神保健福祉士等の配置を更に進めるとともに、精神障害者を対象とした職業訓練をモデル的に一部で実施し、精神障害者等を受け入れるための体制整備に努める。	同左 同左 ・一般の職業能力開発校において、精神保健福祉士等の配置、精神障害者等の受入れに係るノウハウ普及・対応力強化に取り組むことにより、精神障害者等を受け入れるための体制整備に努める。
③ 効果的	・就業ニーズ及び企業の人材ニーズを踏まえ、訓練科を見	同左

な訓練 実施の ための 取組	<p>直す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訓練科の定員の充足状況や修了者の就職実績が低調なものについては、原因の把握及び分析を行った上で、訓練内容等の見直しを図る。</li> <li>・「職業能力開発施設における障害者職業訓練の在り方について」（障害者職業能力開発校の在り方に関する検討会報告書）の実現に向けた取組を推進する。</li> </ul>	<p>同左</p> <p>同左</p>
<h2>5 求職者支援訓練</h2>		
①訓練規 模・就職 率目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・29,964人に訓練機会を提供するため、訓練認定規模53,500人を上限とする。</li> <li>・雇用保険適用就職率目標：基礎コース55%、実践コース60%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>28,393</u>人に訓練機会を提供するため、訓練認定規模49,810人を上限とする。</li> <li>・雇用保険適用就職率目標：基礎コース<u>58%</u>、実践コース<u>63%</u></li> </ul>
②基礎と 実践の 割合	<p>基礎コース 50%程度</p> <p>・ 実践コース 50%程度</p>	<p>同左</p>
③実践コ ースの 重点 (全国 共通分 野)	<p>実践コース 訓練認定規模の50%</p> <p>うち全国共通分野</p> <p>介護系 医療事務系 情報系</p> <p>3分野の割合は、地域の実情に応じて次の範囲で設定。</p> <p>【下限】介護：20%程度、医療事務：5%程度、情報：5%程度</p>	<p>同左</p>

<p>④ 新規参入の上限</p>	<p>基礎コース 上限値 20% 実践コース 上限値 20%</p> <p>※新規枠は必ず設定し、かつ、上に掲げた値を超えてはならないが、ある認定単位期間で実績枠に余剰定員が発生した場合は、枠の活用のために同一認定単位期間内で、新規枠へ振り替えることも可能とする。</p>	<p>同左</p>
<p>⑤ 地域ニーズ枠</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎又は実践コースで少なくとも1訓練コース分を設定</li> <li>・特定の訓練分野、特定の対象者又は特定の地域について設定</li> <li>・都道府県の訓練認定規模の10%以内</li> </ul>	<p>同左</p>
<p>⑥その他</p>	<p>・育児中の女性等で再就職を目指す者、東日本大震災の被災者、未就職のまま卒業することとなった新規学卒者、コミュニケーション能力等の課題を有する生活困窮者、さらには短時間労働者等の不安定就労者など、対象者の特性・訓練ニーズに応じた職業訓練の設定にも努めることとする。</p> <p>特に出産・育児を理由とする離職者については、育児と職業訓練の両立を支援するため、短時間の訓練コース及び託児サービス付き訓練コースの設定を推進する。</p>	<p>左記に加え</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>また、就職氷河期世代の者の中不安定な就労に就いている者や無業者を安定した職業生活に移行させるため、当該者の特性・訓練ニーズに応じた職業訓練の設定に努める。</u></li> </ul>